「パートナーシップ構築宣言」

当健保組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- ○カーボンニュートラルへの取組(エネルギー使用量、廃棄物の削減、脱プラスチック)を推進します。
- ○環境負荷の少ない商品やサービスの調達、リサイクル商品の活用を推進します。
- ○地域貢献(災害時対応施設や車両の提供と地域清掃活動、交通安全推進活動)を行います。
- ○BCP(事業継続計画)を策定、実施に向けた訓練等の支援を行います。
- ○健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の協働実施など)を 行います。
- ○「健康・安心」に暮らせる社会を目指し、健康・福祉に関する情報提供を取引先にも発信し、合わせて 直営診療所などを通じて地域社会に向けて発信します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトは 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

4働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けない ように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてデータ等に基づき合理的に依頼・ 交渉をします。

2023年7月25日